

長崎県公立大学法人教職員育児休業等に関する細則

平成17年4月1日
細 則 第 9 号

改正 平成19年3月28日細則第5号
改正 平成25年5月7日細則第8号
改正 平成30年3月28日細則第3号
改正 令和2年12月11日細則第19号
改正 令和3年12月6日細則第33号
改正 令和4年10月1日細則第9号
改正 令和5年3月31日細則第3号
改正 令和7年9月29日細則第11号
改正 令和7年12月2日細則第18号

(目的)

第1条 この細則は、長崎県公立大学法人教職員育児休業等規程（平成17年規程第15号。以下「育児休業等規程」という。）に基づき、教職員の育児休業等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(育児休業の手続)

第2条 育児休業の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した育児休業申出書（様式第1号）を提出して、育児休業を始めようとする日の1か月前（当該申出にかかる子の出生の日から出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合は2週間前）までに行うものとする。

- (1) 申出者の職及び氏名
- (2) 申出に係る子の氏名、生年月日及び申出者との続柄
- (3) 育児休業をしようとする期間の初日及び末日
- (4) 育児休業等規程で定める特別の事情がある場合にあっては、当該事情に係る事実
- (5) 申出の年月日
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項

2 理事長は、育児休業の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした教職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

一部改正〔平成25年細則第8号、令和4年細則第9号、令和7年細則第18号〕

第2条の2 育児休業等規程第3条第1項ただし書の「既に2回の育児休業（養育する子の出生の日から出生後8週間以内に開始し、かつ終了した育児休業を除く。）」については、他の法律の規定による育児休業は含まないものとし、また、教職員が複数の子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

2 養育する子の出生の日から出生後8週間以内の育児休業については、その養育する子の出生の日から57日間に教職員が当該子についてする育児休業のうち最初のもの及び2回目のものをいい、他の法律の規定による育児休業は含まない。また、教職員が双子等複数の出生の日から57日を経過しない子を養育している場合において、そのうちの1人について出生の日から出生後8週間以内の育児休業の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても出生の日から出生後8週間以内の育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

追加〔令和4年細則第9号、令和7年細則第18号〕

(育児休業をすることができない教職員)

第3条 育児休業等規程第3条第1項の理事長が別に定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 法人と教職員の過半数を代表する者との間で締結される育児休業、介護休暇等に関する協定（以下「労使協定」という。）により育児休業の対象から除外された次の教職員

ア 育児休業申出があった日から起算して1年以内に雇用関係が終了することが明らかな教職員

イ 1週間の所定労働日数が2日以下の教職員

- (2) 教職員就業規則第24条の2の規定により引き続いて勤務している教職員

- (3) 教職員就業規則第24条の6の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める教職員

一部改正〔令和7年細則第18号〕

（育児短時間勤務をすることができない教職員）

第3条の2 育児休業等規程第10条第1項の理事長が別に定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 教職員就業規則第24条の2の規定により引き続いて勤務している教職員

- (2) 教職員就業規則第24条の6の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める教職員

一部改正〔平成25年細則第8号、令和5年細則第3号、令和7年細則第18号〕

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第4条 育児休業等規程第3条第1項ただし書の理事長が別に定める特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 育児休業をしている職員が長崎県公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する細則（平成17年細則第8号。以下「勤務時間等細則」という。）第11条第4号に規定する特別休暇を始め、又は出産したことにより、当該育児休業が終了した後、当該特別休暇又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により教職員と別居することとなった場合

- (2) 育児休業をしている教職員が第6条第1項に規定する新たな育児休業が始まったことにより当該育児休業が終了した後、同条に規定する申出に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) 育児休業をしている教職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

- (4) 育児休業をしている教職員が当該教職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

- (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

一部改正〔平成25年細則第8号、平成30年細則第3号、令和4年細則第9号、令和7年細則第18号〕

(育児休業計画書)

第5条 削除

一部改正 [平成25年細則第8号、令和2年細則19号、令和4年細則第9号]

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条 育児休業等規程第4条第2項の理事長が別に定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の期間の延長の申出手続)

第7条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業申出書により行い、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（当該請求に係る子の出生の日から出生後8週間以内の育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

一部改正 [平成25年細則第8号、令和4年細則第9号]

(育児休業の期間の変更)

第8条 育児休業を申し出た教職員のうち、育児休業に入る前に、その期間の初日又は末日に変更が生じた者は、遅滞なく、その旨を記載した育児休業期間の変更申出書（様式第2号）を理事長に提出するものとする。

一部改正 [平成25年細則第8号、令和7年細則第18号]

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第9条 育児休業をしている教職員は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を育児状況変更届（様式第3号）により理事長に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が教職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

一部改正 [平成25年細則第8号、令和2年細則19号、令和7年細則第18号]

(育児休業をした教職員の期末手当等の支給)

第10条 長崎県公立大学法人教職員給与規程（平成17年規程第11号。以下「給与規程」という。）第18条第1項に規定する基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間があるものには、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 前項に定める期間には、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間を含むものとする。

- (1) 育児休業等規程第3条第1項の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 長崎県公立大学法人教職員の給料等の支給に関する細則（平成17年細則第1号）第15条第2号に掲げる教職員として在職した期間
- (3) 教職員就業規則第17条第1号又は第3号の規定に該当して休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間及び理事長が特に認めた期間を除く。）

3 給与規程第21条第1項に規定する基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間があるものには、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

一部改正 [令和2年細則19号、令和7年細則第18号]

(育児休業をした教職員の職務復帰)

第11条 育児休業の期間が終了したときは、当該育児休業に係る教職員は、職務に復帰するものとする。

一部改正 [平成25年細則第8号、令和2年細則19号、令和7年細則第18号]

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第12条 育児休業をした教職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

一部改正 [平成19年細則第5号、平成30年細則第3号、令和7年細則第18号]

(育児休業をした教職員の退職手当の取扱い)

第13条 長崎県公立大学法人教職員退職手当規程(平成17年規程12号。以下「教職員退職手当規程」という。)第11条の4第1項及び第12条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同規程第11条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての教職員退職手当規程第12条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

一部改正 [平成19年細則第5号、令和2年細則19号、令和7年細則第18号]

(書面の交付)

第14条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、その旨を記載した書面を当該教職員に交付しなければならない。

- (1) 教職員の育児休業又は育児短時間勤務(育児休業等規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)の申出があった場合
- (2) 教職員の育児休業又は育児短時間勤務の期間の延長の申出があった場合
- (3) 育児休業をした教職員が職務に復帰した場合
- (4) 育児休業又は育児短時間勤務の申出が撤回された場合

一部改正 [平成25年細則第8号、令和2年細則19号、令和7年細則第18号]

(部分休業をすることができない教職員)

第15条 育児休業等規程第9条第1項の理事長が別に定める職員は、育児短時間勤務をしている教職員及び労使協定により部分休業の対象から除外された、1週間の所定労働日数が2日以下の教職員とする。

一部改正 [平成25年細則第8号、令和4年細則第9号、令和7年細則第18号]

(第1号部分休業)

第16条 育児休業等規程第9条第2項第1号に掲げる範囲内で行う部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の申出は、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間等細則第11条第6号に規定する特別休暇を与えられている教職員又は長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(平成17年規程第14号。以下「勤務時間等規程」という。)第18条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない教職員の第1号部分休業の申出は、2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

一部改正 [平成25年細則第8号、平成30年細則第3号、令和2年細則19号、

(第 2 号部分休業)

第16条の 2 育児休業等規程第 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で行う部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の申出は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業の申出を行うことができる。

- 。(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて申出があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて申出があったとき 当該残時間数

追加 [令和 7 年細則第11号]

(育児休業等規程第 9 条第 3 項の理事長が別に定める特別の事情)

第16条の 3 育児休業等規程第 9 条第 3 項の理事長が別に定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出（以下「第 2 項申出」という。）時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の教職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると理事長が認める事情とする。

追加 [令和 7 年細則第11号、令和 7 年細則第18号]

(給与の減額)

第17条 教職員が部分休業の申出に基づき勤務しない時間については、給与規程第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与規程第17条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

一部改正 [平成25年細則第 8 号、令和 7 年細則第18号]

(部分休業の申出及び変更の手続)

第18条 育児休業等規程第 9 条第 2 項の規定による部分休業の申出（以下「第 2 項申出」という。）及び同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）の手続は、次の各号に掲げる事項を記載した部分休業簿（様式第 4 号）を提出して行うものとする。

- (1) 申出者の職及び氏名
 - (2) 申出に係る子の氏名、教職員との続柄等及び生年月日
 - (3) 第 2 項申出月日及び申出の内容
 - (4) 第 3 項変更月日、変更後の内容及び変更が必要な事情
 - (5) 第 1 号部分休業の申出に係る次に定める事項
 - ア 申出をする期間
 - イ 申出月日
 - (6) 第 2 号部分休業の申出に係る次に定める事項
 - ア その 1 年に承認の請求をすることができる第 2 号部分休業の時間数
 - イ 申出をする期間
 - ウ 申出をする時間数
 - エ 残時間数
 - オ 申出月日
 - (7) 前各号に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項
- 2 第 2 条第 2 項の規定は、部分休業の申出及び変更について準用する。

一部改正 [平成25年細則第 8 号、令和 7 年細則第11号、令和 7 年細則第18号]

(部分休業の準用)

第19条 第7条の規定は、部分休業について準用する。

一部改正〔平成25年細則第8号、平成30年細則第3号〕

（部分休業の変更）

第20条 部分休業をしている教職員は、第18条で申し出た期間において、部分休業の事由がなくなる日又は時間が生じる場合には、速やかに部分休業変更申出書（様式第5号）を理事長に提出するものとする。

一部改正〔平成25年細則第8号、令和7年細則第18号〕

（育児短時間勤務をすることができない教職員）

第21条 育児休業等規程第10条第1項の理事長が別に定める教職員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 長崎県公立大学法人非常勤教職員就業規則第2条に定める非常勤教職員
- (2) 長崎県公立大学法人教職員就業規則第25条の規定により引き続いて勤務している教職員

追加〔令和2年細則19号〕、一部改正〔令和7年細則第18号〕

（育児短時間勤務の終了の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第22条 育児休業等規程第10条第1項ただし書の細則で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている教職員が長崎県公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する細則第11条第4号に基づく特別休暇を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該特別休暇又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている教職員が第24条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第4条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている教職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている教職員が当該教職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該教職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第24条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により理事長に申し出た場合に限る。）。
- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

追加〔令和2年細則19号〕、一部改正〔令和7年細則第18号〕

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第23条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した育児短

時間勤務承認請求書（様式第 6 号）により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の 1 月前までに行うものとする。

- (1) 請求者の職及び氏名
- (2) 請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄
- (3) 育児短時間勤務又は期間の延長をしようとする期間の初日及び末日
- (4) 請求に係る子について既に育児短時間勤務をした期間
- (5) 育児短時間勤務をしようとする勤務の形態
- (6) 育児休業等規程第22条で定める特別の事情がある場合にあっては、当該事情に係る事実
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、理事長が必要と認める事項

2 第 2 条第 2 項の規定は、育児短時間勤務の承認の請求について準用する。

追加 [令和 2 年細則19号]

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第24条 育児休業法第12条において準用する同法第 5 条第 2 項のその他条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている教職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている教職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

追加 [令和 2 年細則19号] 、一部改正 [令和 7 年細則第18号]

（育児短時間勤務教職員等についての給与規程の特例）

第25条 育児短時間勤務をしている教職員についての給与規程の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

給与規程第 4 条第 1 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間等規程第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
給与規程第 4 条第12項	定める	定める額に、算出率を乗じて得た額とする
給与規程第16 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務教職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間外にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
給与規程第16 条第 3 項	第 1 項	第1項（長崎県公立大学法人教職員職員育児休業等に関する細則（以下「育児休業等細則」という。）第25条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
給与規程第16 条第 4 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業等細則第25条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する 7 時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第17条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする

給与規程第18条第4項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
給与規程第18条第5項及び第21条第3項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
給与規程第18条第5項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額
給与規程第18条第6項	理事長	育児短時間勤務教職員の勤務時間を考慮して理事長

追加〔令和2年細則19号〕、一部改正〔令和7年細則第18号〕

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る教職員への通知）

第26条 理事長は、育児短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、教職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

追加〔令和2年細則19号〕、一部改正〔令和7年細則第18号〕

（育児短時間勤務をした教職員の退職手当の取扱い）

第27条 教職員退職手当規程第11条の4第1項及び第12条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同規程第11条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての教職員退職手当規程第12条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の教職員退職手当規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

追加〔令和2年細則19号〕、一部改正〔令和7年細則第18号〕

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合の届出等）

第28条 第9条の規定は、育児短時間勤務をしている教職員について準用する。

追加〔令和2年細則19号〕、一部改正〔令和7年細則第18号〕

（補則）

第29条 この細則に定めるもののほか、育児休業等に関して必要な事項は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、その他関係法令又は理事長が別に定めるところによる。

一部改正〔平成25年細則第8号、令和7年細則第18号〕

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月28日細則第5号）

この細則は、平成19年3月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成25年5月7日細則第8号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日細則第3号）
この細則は、平成30年3月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年12月11日細則第19号）
この細則は、令和2年12月11日から施行する。

附 則（令和3年12月6日細則第33号）
この細則は、令和3年12月6日から施行する。

附 則（令和4年10月1日細則第9号）
この細則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日細則第3号）
この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月29日細則第11号）
この細則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和7年12月2日細則第18号）
この細則は、令和8年4月1日から施行する。